

学校諸費用について

これまで保護者負担としておりました学校教育活動に係る費用について、令和6年度(2024年度)より豊中市教育委員会がその一部を公費負担し、無償化することとなりました。無償化の対象及び対象外は、下記のとおりですので、ご確認の程よろしくお願いたします。

記

○無償化の対象となるもの

- ・学習実費（教材費、実習費、学校行事に係る費用）
- ・宿泊行事費用
- ・生徒活動費（生徒会・部活動等、生徒活動に係る費用）
- ・日本スポーツ振興センター負担金

○無償化の対象外

- ・学校給食費
- ・標準服、通学かばん、体操服、体育館用シューズ、水泳用具など
- ・アルトリコーダー、習字セット、家庭科裁縫セット、ポスターカラーセットなど
- ・給食用エプロン・マスク、ナフキン・箸など
- ・卒業アルバム費、PTA会費

※対象となるものの内容の詳細については、各学校により決定します。対象外となる物品等についても、学校において学習指導に必要と認められるものについては対象とする場合があります。

※本制度については、豊中市ホームページをご覧ください。

豊中市 HP リンク：

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate_nol/kyouiku_highlevel/hukukyouzai_mushouka.html